

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の一部改正に伴い新たな事務に係る手数料の追加を行うとともに、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の一部改正に伴い必要な規定の整理を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 長期優良住宅維持保全計画（当該計画の変更を含む。）の認定の申請に対する審査の手数料および当該計画の認定証明手数料を新たに設定することとします。（第2条および別表第67関係）

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、良質な既存住宅を長期優良住宅として認定する制度が創設されたことに伴い、当該認定制度に対する審査および認定証明手数料の額を設定するもの。（増築または改築に対する現行手数料の額と同じ。）

【例】一戸建て住宅（床面積100㎡以内）の場合

- ・認定の申請に対する審査手数料 1件 71,000円
- （住宅性能評価書等の添付がある場合 1件 22,000円）

【影響額】年間1件程度（建築物の規模等により影響額は変わる）

- (2) 教育職員免許法に基づく事務手数料について、普通免許状または特別免許状の有効期間の更新の手数料の削除等を行うこととします。（第2条関係）

○教育職員免許法の一部改正により、教育職員免許状の有効期間の定めがなくなったことから、更新制に関する規定を削除するもの。

【新免許状（H21.4.1以降に初めて授与）所持者用】

- ・普通免許状または特別免許状の有効期間の更新の手数料 1件につき 3,300円 → 削除
- ・普通免許状または特別免許状の有効期間の延長の手数料 1件につき 2,000円 → 削除

【旧免許状（H21.3.31までに授与）所持者用】

- ・講習修了確認の手数料 1件につき 3,300円 → 削除
- ・講習修了確認期限の延期の手数料 1件につき 2,000円 → 削除
- ・現職教員以外で確認期限までに更新講習を修了しなかった休眠状態の免許所持者が、その効力を回復させるために必要となる確認の手数料 1件につき 3,300円 → 削除

【影響額】▲3,938千円（当初予算5,250千円×▲9/12ヶ月）

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。ただし、(1)およびイは令和4年10月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

議第 号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第39号の4を第39号の5とし、第39号の3を第39号の4とし、第39号の2の次に次の1号を加える。

(39)の3 長期優良住宅維持保全計画(当該計画の変更を含む。)の認定証明手数料 1件につき 530円

第2条第2項第18号中「第2項ならびに第16条の2第1項および第2項」を「第16条第1項」に、「第5条第3項」を「第5条第2項」に、「第5条第6項」を「第5条第5項」に、「法第6条第1項および第4項の規定に基づく教育職員検定の手数料

1件につき 1,700円

法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の更新の手数料

1件につき 3,300円

法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の延長の手数料

1件につき 2,000円

「法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定の手数料

1件につき 1,700円

「法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料

1件につき 1,300円

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号。

以下この号において「改正法」という。)附則第2条第2項の規定に基づく更新講習修了確認の手数料

1件につき 3,300円

改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期の手数料

1件につき 2,000円

改正法附則第2条第7項の規定に基づく確認の手数料

1 件につき	3,300 円	」
「法第 15 条の規定に基づく免許状の再交付の手数料		
1 件につき	1,300 円	」に

改める。

別表第 67 中「増築または改築」を「新築以外」に改め、同表(1)の項中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または同条第 6 項および第 7 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項ア中「法第 6 条第 2 項の規定による申出がない」を「イに掲げる場合以外の」に改め、同項ア(ア)および(イ)中「建築しようとする」を「認定の申請に係る」に改め、同表(2)の項中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または長期優良住宅維持保全計画」を加え、「第 5 条第 6 項第 4 号イ」を「第 5 条第 8 項第 4 号イ」に、「または第 5 号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、25,000 円」を「、第 5 号イもしくはロまたは第 6 号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、25,000 円」に改め、同表注 3 を同表注 4 とし、同表注 2 中「長期優良住宅建築等計画」の右に「または当該長期優良住宅維持保全計画」を加え、同表中注 2 を注 3 とし、注 1 を注 2 とし、同表に注 1 として次のように加える。

- 1 この表において「新築以外」とは、増築もしくは改築または法第 2 条第 3 項に規定する維持保全(住宅の建築(法第 2 条第 2 項に規定する建築をいう。)を伴わないものに限る。)をいう。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項および別表第 67 の改正規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 (1)～(39)の2 省略 (新設)</p> <p><u>(39)の3</u> 低炭素建築物新築等計画(当該計画の変更を含む。)の認定証明手数料 1件につき 530円</p> <p><u>(39)の4</u> 建築物エネルギー消費性能向上計画(当該計画の変更を含む。)および建築物のエネルギー消費性能の認定証明手数料 1件につき 530円</p> <p>(40)～(76) 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) 省略</p> <p>(18) 教育職員免許法に基づく事務手数料 教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下この号において「法」という。)第5条第1項および<u>第2項</u>ならびに<u>第16条の2第1項</u>および<u>第2項</u>の規定に基づく普通免許状の授与の手数料 1件につき</p>	<p>第1条 省略 (使用料および手数料の額)</p> <p>第2条 (1)～(39)の2 省略</p> <p><u>(39)の3</u> 長期優良住宅維持保全計画(当該計画の変更を含む。)の認定証明手数料 1件につき 530円</p> <p><u>(39)の4</u> 低炭素建築物新築等計画(当該計画の変更を含む。)の認定証明手数料 1件につき 530円</p> <p><u>(39)の5</u> 建築物エネルギー消費性能向上計画(当該計画の変更を含む。)および建築物のエネルギー消費性能の認定証明手数料 1件につき 530円</p> <p>(40)～(76) 省略</p> <p>2 前条の手数料のうち法律またはこれに基づく命令に基づく事務の手数料およびその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) 省略</p> <p>(18) 教育職員免許法に基づく事務手数料 教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下この号において「法」という。)第5条第1項および<u>第16条第1項</u>の規定に基づく普通免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円</p>

3,300円

法第5条第3項の規定に基づく特別免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円

法第5条第6項の規定に基づく臨時免許状の授与の手数料 1件につき 1,700円

法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 3,300円

法第5条の2第3項の規定に基づく臨時免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 1,700円

法第6条第1項および第4項の規定に基づく教育職員検定の手数料 1件につき 1,700円

法第9条の2第1項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の更新の手数料 1件につき 3,300円

法第9条の2第5項の規定に基づく普通免許状または特別免許状の有効期間の延長の手数料 1件につき 2,000円

法第15条の規定に基づく免許状の書換えの手数料 1件につき 960円

法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料 1件につき 1,300円

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下この号において「改正法」という。）附則第2条第2項の規定に基づく更新講習修了確認の手数料 1件につ

法第5条第2項の規定に基づく特別免許状の授与の手数料 1件につき 3,300円

法第5条第5項の規定に基づく臨時免許状の授与の手数料 1件につき 1,700円

法第5条の2第3項の規定に基づく普通免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 3,300円

法第5条の2第3項の規定に基づく臨時免許状に係る新教育領域の追加の定めの手数料 1件につき 1,700円

法第6条第1項の規定に基づく教育職員検定の手数料 1件につき 1,700円

(削除)

(削除)

法第15条の規定に基づく免許状の書換えの手数料 1件につき 960円

法第15条の規定に基づく免許状の再交付の手数料 1件につき 1,300円

(削除)

き 3,300円

改正法附則第2条第4項の規定に基づく修了確認期限の延期の手  
数料 1件につき 2,000円

改正法附則第2条第7項の規定に基づく確認の手数料 1件につ  
き 3,300円

(19)～(90) 省略

第3条～第9条 省略

付則 省略

別表第1～別表第66 省略

別表第67

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額	
	新築	増築または改築
(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。) 第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画		

(削除)

(削除)

(19)～(90) 省略

第3条～第9条 省略

付則 省略

別表第1～別表第66 省略

別表第67

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額	
	新築	新築以外
(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。) 第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画		

<p>の認定の申請に対する 審査の手数料</p>			<p>または同条第6項およ び第7項の規定に基づ く長期優良住宅維持保 全計画の認定の申請に 対する審査の手数料</p>		
<p>ア 法第6条第2項の 規定による申出がな い場合 (ア) 建築しよう とする住宅（法第 2条第1項に規定 する住宅をいう。 以下この表におい て同じ。）が一戸 建て住宅のとき a～c 省略</p>			<p>ア イに掲げる場合以 外の場合  (ア) 認定の申請 に係る住宅（法第 2条第1項に規定 する住宅をいう。 以下この表におい て同じ。）が一戸 建て住宅のとき a～c 省略</p>		
<p>(イ) 建築しよう とする住宅が共同 住宅または長屋住 宅のとき</p>	<p>aに掲げる建築物の床 面積の合計の区分に応 じて定める金額に、b に掲げる認定を受けよ うとする住戸の床面積 の合計の区分に応じて 定める金額を加算した</p>	<p>aに掲げる建築物の床面 積の合計の区分に応じ て定める金額に、bに掲 げようとする住戸の床面積 の合計の区分に応じて 定める金額を加算した金額</p>	<p>(イ) 認定の申請 に係る住宅が共同 住宅または長屋住 宅のとき</p>	<p>aに掲げる建築物の床 面積の合計の区分に応 じて定める金額に、b に掲げる認定を受けよ うとする住戸の床面積 の合計の区分に応じて 定める金額を加算した</p>	<p>aに掲げる建築物の床面 積の合計の区分に応じ て定める金額に、bに掲 げようとする住戸の床面積 の合計の区分に応じて 定める金額を加算した金額</p>



	金額	
a・b 省略 イ 省略		
(2) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第6項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあっては、17,000円）	(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第6項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあっては、25,000円）
(3)～(5) 省略  (新設)		
注1 この表において「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に		

	金額	
a・b 省略 イ 省略		
(2) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画または長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第8項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあっては、17,000円）	(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第8項第4号イもしくはロ、第5号イもしくはロまたは第6号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあっては、25,000円）
(3)～(5) 省略		
注1 この表において「新築以外」とは、増築もしくは改築または法第2条第3項に規定する維持保全（住宅の建築（法第2条第2項に規定する建築をいう。）を伴わないものに限る。）をいう。		
2 この表において「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関		

関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写しをいう。

2 (2)の項の床面積は、当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。

3 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写しをいう。

3 (2)の項の床面積は、当該長期優良住宅建築等計画または当該長期優良住宅維持保全計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。

4 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。